

開会	事務局長	定刻になりました。今総会は新型コロナウイルスの影響で一人一席という ような配席にしております。また事前審査をして頂いております推進委員 さんにも出席を求めず農業委員さんが報告をしていただくというような形 を取らせて頂きますのでご承知おきください。机に置いている資料の差し 替えをお願いします。ただいまから令和元年度第13回神石高原町農業委 員会総会を開会致します。まず始めに会長より挨拶を頂きます。
会長挨拶		(会長挨拶)
	事務局長	ありがとうございました。続きまして欠席者の報告ですが本日の欠席者は ありません。従いまして農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定 により在任委員数14名中14名の出席でありますので過半数を越えてお ります。総会が成立することをご報告申し上げます。尚、議事の進行につ きましては会議規則第3条の規定により会長をお願いいたします。
議事録署名 委員指名	議 長	それでは議事に入りますまでに本日の議事録署名委員の指名をさせて頂き ます。■■■■委員、■■■■委員をお願いします。
第1号議案	議 長	それでは議事に入ります。議案第1号「農地法第3条の規定による許可申 請について」を議題とします。説明をお願いします。
		(事務局説明)
	議 長	ありがとうございました。担当推進委員によります現地調査を行っていま す。■■■■委員より報告をお願いします。
	■番	■■■■担当の■■■■です。受付番号3-35について報告 します。場所は■■■■から■■■■の場所へあります。調査日時 は3月20日に私と■■■■推進委員と譲受人の■■■■同行のもと調査 しました。申請農地の譲渡人は労力不足により耕作することが困難になっ たため■■■■が譲り受け■■■■の規模拡大を図るものです。この他の 農地についても耕作されており所有権移転されても何ら問題ないと思われ ます。ご審議をよろしくをお願いします。
	議 長	ありがとうございました。報告が終わりました。ご意見ご質問ありましたら お願いします。
	■番	もう少し譲渡理由や譲り受け理由を詳しくおっしゃってください。■■■■ ■■■■をやっておられるんですよね？そこに牧草を植えるために■■■■ ■■■■が売るということで。これは田んぼのまま売るということで地目変更等 はないですよね？労力不足と書いてありますけど■■■■の方がここを放置 されたのはどういう理由ですか。もう少し追及してみなさんに分かるよう に説明して頂くようお願い致します。
	■番	■■■■の方が日曜日などに手伝いに来られているんですが、大体はお母さ んがここを作られています。■■■■は■■■■おられるん ですがここは牧草を植えられると聞いております。田んぼ自体はまだ水がた くさんあって今の状態では使えないので改良したいと言っておられまし た。牧草を植えるようには聞いております。

	議長	水田を畑として利用する場合は同じ農地の判定になりますので地目変更をする必要性は求められていませんのでご承知おきください。■■■■とかが■■■■が■■■■よね？
	■番	はい。
	議長	■■■■の上にある家が■■■■の家？
	事務局	ここには写っていません。
	■番	家は写真よりかなり左側になります。
	事務局	■■■■が相談に来られた時に聞いているんですが埋めあげれるのが1m以上の高さになるので一時転用したいとお聞きしています。ですから3条で許可が下りた後に自分の土地にしてそれから一時転用の申請が出てくるかなと思うんです。
	議長	他にございませんか。無いようでございますので採決に移らせて頂きます。議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」申請通り許可することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。 (全員賛成) 挙手全員でございますので申請通り許可することと致します。
議案第2号	議長	議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題と致します。説明をお願いします
		(事務局説明)
	議長	ありがとうございました。担当委員による現地調査をお願いしております。5-62の案件について■■■■委員の報告をお願いします。
	■番	■■■■地区担当の■■■■です。受付番号5-62について報告します。場所は■■■■より■■■■くらい、そこから■■■■ほどあがったところへあります。調査は昨日、■■■■委員と申請者■■■■と太陽光の事業者4人で行いました。この土地は何年も耕作されておりませんでしたのでその間ずっと申請者の方が草刈りをされておったということです。この農地は生産力の低い小集団の第2種農地です。太陽光パネルを設置して周辺への影響もないものと思われまます。経済産業省の再生可能エネルギー発電施設認定も進んでおります。以上のことで許可の要件を満たしていると思えます。よろしく申し上げます。
	議長	ありがとうございました。続いて5-65の案件について■■■■委員をお願いします。
	■番	■■■■地区担当の■■■■です。5-65について報告します。場所ですが■■■■から■■■■を■■■■に向かって入って■■■■くらいのところ■■■■あたりの■■■■沿いにあります。3月21日に■■■■推進委員、売渡人の■■■■の3名で調査しました。この土地ですが以前から荒廃がかなり進んでいたということもありまして荒廃地として出したこともあるような土地です。写真は手前だけ草を刈ったような感じがありますがずっと奥のほうにつきましては小さな古木もあるような圃場で航空写真で見ますと3枚の田んぼとなっています。新築され■■■■

		に住居を構えておられますがその上側のほう ■■■■■ が元の住居です。その前に細い田んぼが2枚、下に1枚ありますがなかなか耕作ができるような状況の田んぼではありません。以前、申請が出ましたすぐ隣の ■■■■■ も昨年別の人がすでに太陽光発電設備されております。体調も悪くなかなか草刈りもできないのですすぐ隣のようにきちんと防草シートを張って頂けたらいいなということで要望したとおっしゃられておりました。太陽光に関する書類も全て整っておるようですし近隣へ影響ないと思われます。ご審議よろしくお願ひします。
	議 長	ありがとうございました。説明が終わりました。ご意見、ご質問ありましたらお願ひします。
	議 長	■■■■■ の土地はどちらが南側になるのですか？
	■ 番	写真の下側になります。
	議 長	無いようでございますので採決に移らせて頂きます。 議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」申請通り許可することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。 (全員賛成) 挙手全員でございますので申請通り許可することとします。
議案第3号	議 長	続きまして議案第3号「農用地利用集積計画(63号)について」を議題とします。説明をお願いします。
		(事務局説明)
	議 長	ありがとうございました。ご意見ご質問ありましたらお願ひします。
	■ 番	■■■■■ です。■■■■■ 地区、■■■■■ がかなり土地を集積されておられます。多分2町歩くらいあるんじゃないかと思ひます。ほとんど野菜を作付けされるということなんですがちょっと不安に思ひています。もっと言うと■■■■■ になるんじゃないかと思ひています。全部がそうとは思ひていませんが注意してみる必要があるんじゃないかと思ひます。
	議 長	管理できるのかな？何か聞ひている？
	■■■■■	委員の質問についてなんですが3月16日に■■■■■ の役員の方と社員の方がお見えになられまして利用について相談を受けたところであります。委員からもありましたように■■■■■ など全てされておるところも■■■■■ 地区にあります。なかには適切な管理をしてはどうかという意見を頂いたという話も聞ひておひます。そういうことも踏まえて先ほど申し上げた3月16日に内々ではあるんですが適切な管理をという声が町内でもありますのでくれぐれも注意してくださいと申し上げておるところではあります。実態とすれば経営の関係で社員の方がすべて農地の管理に手が回ることあるんですがそちらについては今後の課題ということで話を伺ひているところでございます。我々も適切な農地の管理をお願ひしておりすでに利用権設定が整う前に所有者との間での契約を取られて■■■■■ を入れられておるところもあるように見受けられておひます。

		中には我々も気になるところもあって現場を確認しに行った案件もありましてそれらも踏まえて今後苦情等発生することがないように適切な管理をしてくださいということ公式なものではないのですが口頭で所有者さん、若しくは近隣で耕作されている方、住まわれている方などとトラブルがないようにと先般お願いをさせて頂いているところでございます。以上です。
	事務局長	今の案件でございますが利用権設定や3条の場合もございますがそれが出たら3条を許可する、利用権を許可して諮問する場合に3要件ございまして後々の管理、耕作の時に雑草の刈り上げを怠ったり周辺作物に被害を与えて周辺の農業に支障をきたしている。又は地域の役割分担、法人の方は特にですが水路の維持管理、役員の方が耕作や農業に従事していないときは勧告することになっています。農業委員会、若しくは町長名で勧告いたしますので経過を観察しながら必要な対応をとっていきたく思っていますのでよろしくお願い致します。
	■番	続きの質問になるのですが新規ということになるといくらか助成金ができるようになるのですか？そのことも併せて鶏糞の捨て場になる可能性があるというところで今年は鶏糞を入れるけど耕作はしない、来年もしない、再来年はどうか・・・みたいな時に今からすくんだと言ってかもしれんが鶏糞の捨て場ではないよという境目がよく分からん気がして。今までもそういうところが見えるから全てとは言いませんが反当3トンくらい入っているから。捨て場だと私は思っているんですよ。
	議長	鶏糞の捨て場かどうかという判断は当家からいうと土づくりの為に入れていると言われればそれまで。山になるほど土づくりのために入れないのでそこら辺の見極めが必要になってくるかなと思っている。鶏糞は■が■が入れるんだろうか。
	■番	そうです。
	議長	べちゃべちゃのではないんよね。
	■番	ではないです。
	議長	入れる度にすきこんでもらわないと公害問題がおきるから。
	■番	一般的に1反あたり500キロくらいが上限だと言われているんですよ。それが10倍まではいかんまでも3tくらい入るといかなものかなという感じがしているものですからこの度こんなにたくさん出ているのでびっくりしている。
	事務局長	そのところも含めて農地パトロールの時に農業委員会さん、推進委員さんよくよく見て頂ければと思います。農業経営基盤強化促進法の中でも市町村長が必要な措置を勧告することができるかとされていますのでそのところは計画通りされていない場合は取り消しということも農業委員会として言うことができますので、またこれはすべて解除条件付きになっていると思いますのでうちのほうで市町村長に対して勧告して頂きたいと思っております。ただ書類審査の時に今まで非農地転用許可を出し

		てあたり非農地通知をしている農地も含まれていましたのでそのところは本当にいるようなら転用申請の取り消し、非農地通知の場合は不同意を出してくださいということを伝えております。ということでございますのでまた来年のパトロールの時にこの農地をチェックして頂きたいと思っております。
	■	先ほど、委員のご質問の中に新規に利用権設定をした場合に設定年数によって町から補助金を交付されるのかという趣旨の質問があったと思っております。こちらにつきましては実際のところその制度は29年中に設定されたものを30年度に補助金交付をしたところなんですけどその交付をもって以降の設定については廃止されております。利用権設定による補助金の交付は10aあたりいくらかというものを以前行っていたのですが町の補助金見直しの関係もございまして現在廃止とさせておりますのでご承知おき頂ければと思っております。
	■番	これは地域住民に説明されているものでしょうか。こういうこともあり得るということで双方が地域住民に話をされているかどうか。されていないかったら私は反対です。勧告をしてもあとで後でバックはなかなかできない。この際こういう危険性があつたら危ないと思っております。反対です。
	事務局長	地域住民に説明するようにはなっておりませんのでそのところは貸し手側、借り手側の同意のもと申請をもって今回この総会に提案しているところでございます。
	■番	地域住民に説明する義務がないと言ってもそういう可能性があるんだつたら双方の中で話し合いをしてくださいというのが行政ではないのですか？恐れがあるんだつたら。一方的にやっちゃってからあとから苦情が出た時にはどうするのですか？
	事務局長	今までの会社のやり方で心配されるのは分かりますが今の書類上でそこが鶏糞の捨て場になるということは申請書では分かりません。ですからそのところは町のほうと農業委員会の方で経過を観察しながら適時必要な勧告があるようなら勧告をする、取り消しという処置をするには相当な理由を提示をしないとイケないと思っております。
	議長	他にございませんか？無いようであれば採決に移らせて頂きますが先ほど事務局長から申しあげましたように■委員、■委員、■委員につきましては議事参与に該当いたしますので採決に対しての権限はございません。 議案第3号「農用地利用集積計画（63号）について」異議なき旨回答することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。 （賛成多数） 賛成多数ですので異議なき旨回答することとします。
	■番	何対何ですか？
	議長	7対6です。ただし産業課の方で十分これの用途については注意するようにご指導いただくということを条件に異議なき旨回答することと致しま

		す。
議案第4号	議長	続きまして議案第4号「事業計画変更承認申請について」を議題とします。説明をお願いします。
		(事務局説明)
	議長	説明が終わりました。ご意見ご質問ありましたらお願いします。
	議長	これは31年に申請がでたのが[]。今は第三者に転売されている？
	事務局長	今所有権を持たれている方に共同で変更申請というのはその方々は分からずに購入されております。今年転用申請されてよくよく相談されている方から「今回買ったんだけどこの会社は大丈夫なのか」と相談がありましてそれをチェックしていくとこういうようなことが起きていたわけでございます。
	[]番	この事例の場合、罰則などはないのでしょうか？
	事務局長	ございます。ございますがこれは転用を許可したあとに速やかに1年以内に完了する。3か月後に状況を報告することとなっています。状況報告をして資材置き場の写真を撮り農業委員会に報告し見に行き許可で本来なら終わりです。終わりますがせめて資材置き場で1年使わなければならないというのがございます。しかし1年間使わない理由があって資材を置く物もないので今から太陽光にしたいんだと、また今から家を建てたいということがあればその時に変更申請なりしてもらいんですがそれもなかったと。それもなく工事にかかっている途中で工事を止めるという権限はございます。工事を止めて元に戻しなさいよと勧告できるのですがすでに太陽光発電ができています。済んで第三者に渡っているということもございましてこのことを[]にはよくよく説明しています。なんで最初から太陽光発電にしないで資材置き場にしたんですかということも聞きました。ですが土地の当初の持ち主に雑種地にしとけば太陽光にしやすいという知恵を授ける方がいらっしゃいますまず雑種地にしてそれから太陽光という流れを踏まれたそうでございます。当初から太陽光と同じ書類を出されて申請すればそのまま承認されていた事案ではないかと思うのですが当初はそうにされていたようです。今から委員さんのほうで審議頂くのですがこれを元に戻せとかやり直しなさいというのをすると今の所有権を持たれている方に迷惑がかかると。ということで非常に難しい案件でございますが状況は今説明した通りでございます。
	[]番	もし農業委員会で承認されなかったらどのようなことになりますか？
	事務局長	農業委員会としては法律に基づいた処置を取らざるを得ないということになります。現状回復命令とかになると思います。
	議長	これは[]が買って地目変更をした後に太陽光発電を設置した次の人間に転売をかけたるんよね。だから地目変更は申請者が行ったんよね？さっき話したように現状回復を求めても設置者と許可者が違うんよね。そこらが争いになった時どうなるんかと。
	[]番	転売禁止というのは契約のときに謳っていますか？

議 長	<p>謳ってないです。転売することが最初から分かって農業委員会へはそういうことを記した申請ではなかったということです。あくまでも地目変更申請が出たからいいですよということで許可をして業者のほうは地目変更を済ませた後に転売をかけたということで。</p>
■番	<p>たまたま太陽光ということでもまだいいですけど産廃業者に転売されていたら成す術がないということですか？</p>
議 長	<p>地目が変更になって農地以外になったら農業委員会のタッチする枠外になる。しかしそれが先ほど説明したように3か月、半年、1年の申請通りに工事が進捗しとるかどうかの進捗報告書を出しなさいという規定はある。結局それがないままにやって今回判明したという。</p>
■番	<p>公式には農地法ではなくて他の法律の産業廃棄物処理法には引っかかるけど農地法ではどうしようもない？</p>
議 長	<p>農地法上ではどうしようもないです。</p>
事務局長	<p>今回の案件で引っかかるのは転用外申請をしているという点です。当初から農業委員会にかけるときにID番号も取得している。中電に対する工事分担金も太陽光で取っている。転用目的が駐車場で申請する時にすでに太陽光をするような準備をされていたことが引っかかるわけでございます。転用してから完了して地目変更した後にせめて1年はその目的で使用してくださいよ、事業者がせめて1年はそのまま使ってくださいというのはあくまでも指導なんです。会長が言われましたように今回の案件は地目が雑種地なんです。ということはもう農地法から外れているんです。ただ当初の申請の時にすでに太陽光を計画されていた。言い方は悪いですが雑種地にするのは虚偽の申請になる。農業委員会のほうでも目的計画変更が変わった場合は申請するようになっておりますのでそのところを出して頂いたというところでございます。私は現場に行くまでは山の中だと思ったんですが道路から非常によく見えるところなんです。パトロールしてもよく見えるところなんです。うちの方も日々注意して見ていると分かったはずではある。地元委員さんも非常に近いところなんです。なので自分が現地に審査に行った時に自分が許可したものと違うよということがあったら速やかに事務局のほうに連絡して頂いて動かないとまたこういう事例が出るんじゃないかと思えます。今後こういうことがあってはいけないので今年度許可証を渡す時に事業者さんには条件を強く言っております。3か月後には状況を報告し完了まで1年ごとに報告がいきますよと。またその事業が完了して使いだしても1年は使ってくださいね、元から人に売るというのはだめですよというのは言っております。ですのでパトロールも毎年しておりますので自分が審査されたところが何か違うぞと、3年経っても工事にまだ入らないといった場合は工事期間の延長という申請もしてもらわないといけないことになっておりますので今後そのところをよくよく注意して頂いて審査なりパトロールをして頂ければと思います。今回の案件につきましてはもう所有者が変わっております。申請者じゃない方が土地の所有権を太陽光発電装置含めて購入されておりますので非常に難しい案</p>

		件になっております。
	■番	よく分からないのですが太陽光をするときに本来なら申請をして農業委員会の許可を得て太陽光の利用を進めていくのが本来と思うんですけど農業委員会の許可が下りないのに農地に太陽光を勝手にできるものですか？
	事務局長	できません。これは雑種地になっているからできるんです。地目変更で雑種地にされて更地にされて法務局に見に来てもらって雑種地になったんです。それから工事が始まってできたんです。
	■番	雑種地だったら農業委員会をかける必要がない？農地ではないから。
	事務局長	必要はないです。ただ経済産業省のIDを取るときにすでに太陽光で取られている。
	■番	それが農地であって申請なしで太陽光が進んでいくことがあり得るものですか？
	事務局長	雑種地ならできるんです。
	■番	農地であっては？
	事務局長	農地ならできません。基本的にはできません。
	議長	そういう場合は工事をストップさせて場合によっては原状復帰を命令するという。
	事務局長	ID番号とか中電の工事分担金は取れるんです。今、農業委員会の転用申請は最後なんです。先に中電に計画を立ててここに太陽光を設置して発電して売電するからここまで売電するケーブルとか電気を貯めておく機械とか何円掛かるかを中電に言ってそれを納めた上で経済産業省にすべて同意書などを付けて出してIDをもらうんです。農業委員会が一番最後です。
	■番	農業委員会が一番最後でその時に太陽光ができている時は？
	事務局長	ありません。絶対ないです。
	議長	今の制度が若干問題があるんですよ。農地から地目変更する許可を一番最後に取らせるようになってるんです。許可をとった後にするのであれば簡単なんですけど農業委員会の地目変更許可は一番最後に取って経済産業省の許可を得て中電へお金を払ってそれが済んでから農業委員会に出すものだから揉めるんです。近隣の住宅所有者との同意書は求めてないのです。家のすぐ近くに太陽光をやって南向きで家でもあったらもろに光の害、輻射熱や光が入ってトラブルを受けるんですが許可条件の中に周辺の同意を得なさいというのがないんですよ。だから指導をして十分に隣の人と話をしなさいよということしか今はどこもやってないという。農地にそのままされたらさっき言いましたように事業中止命令を即やらざるを得ませんし許可後に再開をさせるということで特にお互いのエリア内でそういう事態があった場合は速やかに事務局に連絡をして頂いて事務局と農業委員会とで指導していくというのが原則なんです。
	■番	今の土地の所有者は善意の第三者ですよ、法律的には。今、この状況で農地法に違反している状況があるんですよ？もしあるとしたらその農地法で裁判を起こして闘える勝訴の見込みはあるんですか？それがなければ

		後処理でこうしてやるしかないのかなと。
	議長	農業委員会から言えば要するに最初の申請が出た時に資材置き場で許可申請が出てそれは妥当ですよということで許可証を発行したんです。そしてその人が雑種地で登記が完了した。その段階で完全に農業委員会の手は切れているんです。それから次の人へ転売をかけて買った人が太陽光を設置したよと。ということになるともう規制される法律はないんです。農地法上は完全に手が離れているんです。なんでこの人が太陽光をするのに最初から太陽光で申請しなかったのか。太陽光で申請しても許可するわけですから。どうもそこが合点いかないという面があるという風に思います。今後この■■■■という会社が仮に申請してきたときには相当強く規制を加えざるを得ないと思います。こういう前例を作った以上は。
	■番	目的外だったのは間違いない？
	議長	買った■■■■は資材置き場で雑種地にして、でも資材置き場にせず転売をかけたということですから■■■■の方から言えば太陽光するのは知らなかったと言えばそれまで。私が売った相手が勝手にしたことだから知らないと言って逃げればそれまで。
	事務局長	会長そうではありません。■■■■が太陽光発電をして売ったんです。ですが今言われましたように事後承認するしかないんです。うちのほうの手続きとしては転用目的外申請にあたりますのでこの計画変更承認を出してもらわないといけない。あと資材置き場で完了通知を出してもらわないといけないこの2点なんです。よくあるのが始末書をつけて転用申請されるのと同じ事案になってしまうんです。■■■■が自分で資材置き場で申請したけどすぐ太陽光発電装置を付けて売ったということなんです。ですから■■■■に変更申請承認を出してもらったんです。今買ってる人は太陽光発電が付いている土地を買ったんです。ですから書類上出してもらっているんです。ということになりますので雑種地でございますし今から元に戻さないよということとは言えないんじゃないかなという気がします。
	■番	要するに今の取得者が法的にも元に戻す法的根拠はない結論的には認めないと大変なことになる。じゃあ、産廃業者で起きたら大変なことになる。ここを防ぐことはできないのか。産廃業者が土地を取得したら大変なことになる。
	事務局長	今、許可証を出すときに事業者をお願いしているのは3か月後に状況報告、完成までに1年ごとに報告をしてくださいとお願いしています。できた時には完了報告と写真を出してすぐそのあとに地目変更をされるんです。事業が完了していないと地目変更できませんのでそこはよくお願いをしています。また、地目変更後1年間は事業者で管理をお願いしますとしか言えないと思います。パトロールを毎年していますので許可を出した案件についてはパトロールの時に注意して見てもらい日々チェックをかけていかないと、こういう事例が出てくるのではないかと思います。
	■番	それをチェックする法的根拠はあるんですか？

	事務局長	法的に根拠はないですが、許可後一年間はそのままですよと申請時に確認して受け取ります。お願いでしかないんです。
	■番	お願いだから契約書もなにもないゆるい要請指導ですよ。
	事務局長	だから、途中なら農地法によりストップをかけることもできる。ただ、地目変更後は農地法の反中でなくなるのでできない。この案件については書類上の手続きで完了報告と計画変更承認申請が出てないという案件なんです。
	■番	その案件が法律で出せとなっていないんでしょう。
	事務局長	なっています。
	■番	なっているんだったらそこをちゃんとしてればこんなことは起きなかったんじゃないんですか。
	事務局長	言われる通りです。交付時に条件として3か月後に状況報告、完了までに1年ごとに報告をしてくださいとお願いしていますがそれが出していない案件が多いので今年度はさかのぼって事業者をお願いして出してもらっています。転用許可出しているけど地目変更できてないというところはパトロールをしてしっかりチェックしていかないと同じことが起こりえるのではないかと考えております。
	■番	再発防止するためにどうするか教えてください。
	議長	事務局長が言うておりますように、完了するまでに進捗状況報告書を出すようになっている。申請者の方から太陽光をするという許可を出した場合3か月経ってどうなっているか1年経ってもできてない場合は延期願いを出してもらっている。今たくさんあるのが太陽光が集中しておりパネルが入ってこないためもう何か月延期させてほしいと申告をしてもらうことがある。こういう申告をしてもらうことが十分にできておらずチェック機能が果たされていなかったことが今回のような事態を招いたということだと思います。進捗状況については報告書が事務局に出るので農業委員さんのところでは十分にチェックできない。おのおのが現地確認をして資材置き場で許可したものが太陽光を設置しているという場合早く通報していただくしかないと思う。
	事務局長	この業者は悪質なんです。電力の高いうちにパネルをしたいこれが狙いだと思います。今の規定上事後承認という形になりますが、今後神石高原町に二度と太陽光を設置出来ないような、ペナルティーを出したほうがいいんじゃないかと思います。
	議長	完全にストップということは法的に問題があるので、■■■■という業者から申請が出た場合は徹底的なチェックを行っていくことを、やらざるを得ないと思います。ただこれが法的には強く言えない面もありますが、やはりその業者の信用度の問題に掛かってまいりますので今後出てきた場合注意していかなければならないと思います。半数の人が新しく就任されましたが、昨年のパトロールのおり事務局から無許可で地目変更をした案件を各委員さんから所有者のかたに事後承諾の申請書を出していただくよう

		<p>お願いした案件が2つあります。ですから、厳しく言い出したら何百件という件数が無許可で宅地になったりしている。始末書付きの事後承諾という案件も出てきている。今年のパトロール時にも、皆さんの担当地区ごとのリストをお渡しして、相手に申請書を出していただくようお願いをするようになると思います。</p>
	■番	<p>このような業者が出て来ると、今までの農業委員会をさかのぼって全部調べていかないといけなくなるのでは？</p>
	議長	<p>町外の業者へ許可を出していく難しさというのが、安易に許可を出すと別の町に行った時に神石高原町では認めてくれたんよと必ず言う。そうするとそちらの農業委員会から、どうなってるんだと通知があったり、県の方に話がいたりする。町外の業者にはそういった発言をする怖さがある。</p>
	■番	<p>再発防止が一番大事だと思うが、再発防止する為のルールができていないから忘れるのでは。気を付けて見て下さいと言われても、皆忙しいから忘れる。ですから、忘れないようなルール作りが大事だと思います。</p>
	事務局長	<p>今後の転用申請の時の判断基準について前回もふれているんですが、転用の確実性についての資料をつけているので、申請の際にはそのことを業者には厳しく言っています。去年までよかったのになんでいけないんだと、業者からの反発もあります。一反の土地があって500㎡しか太陽光で使わないような場合いる分だけ分筆してくださいと言いますと、去年まで函面を見てオッケーだったのに何で今更言うんだといった話しを今年は大分聞きます。今後こういった問題が起きると思います。注意点や判断基準がございまして研修の時にそういったものを改めて出して、事前審査の時に現地で事業者詳しく聞き判断していただいて、この総会で報告していただく。総会で許可になった案件につきましては状況報告を3か月後、完了まで1年ごとに報告を出してもらうことを徹底しこういうことがないように努めていくことが大事だと思っています。</p>
	■番	<p>違反しているかどうかをパトロールで確認するのは不可能だと思います。徹底するのであれば農業委員、推進委員に引き継ぎをして住民の皆さんにも情報提供をすることも大事。こういった業者は危険業者だと広島県内に知らせることを要望します。</p>
	事務局長	<p>この事案は何年も前のことではなく去年の3月のことなんです。総会で許可を出して2か月後に地目変更届を出されている。せめて自分が審査されたところは次のパトロールの時に注意して見て頂きたい。そうすると早めに発見でき事務局の方にご一報くだされば途中でもストップをかけることが出来る。研修の時に皆さんに資料を配って今後こういったことがないようにしていきたいのでよろしくお願い致します。</p>
	議長	<p>地目変更については我々で許可を出しても法務局の担当官が現地を調査してすべて許可されるものではないということもご理解いただきたい。この件については事後承諾という形になったが、今後については進捗状況調査等についても厳密に提出を進めていくよう指導する必要がある。 議案第4号「事業計画変更承認申請について」を申請通り許可することに</p>

		賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成多数) 全員賛成ですので申請通り許可することとします。
	議 長	以上で本日ご提案します議案については終了しました。
		午後 3 時 05 分

		<p>以上、議事の経過を記載し、その内容は相違ないことを証するため署名します。</p> <p>令和2年3月26日</p>
		<p>■</p> <hr/> <p>■番 ■委員</p> <hr/> <p>■番 ■委員</p> <hr/>